

地域密着型介護老人福祉施設 蘇望苑ユニット 運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蘇清会が設置運営する地域密着型介護老人福祉施設蘇望苑ユニット（以下「施設」という）の運営及び利用について、必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法・老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、虐待防止及び身体拘束廃止に努め、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後に生活が連続したものになるよう配慮しながら、各共同生活室（以下「ユニット」という）において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期すものとする。

施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置くこと。

(定員)

第3条 施設の定員は20名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) ユニット数 | 2ユニット |
| (2) ユニットごとの入居定員 | ユニットハーブ : 10名 |
| | ユニットバラ : 10名 |

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型介護老人福祉施設 蘇望苑ユニット
- (2) 所在地 熊本県上益城郡山都町滝上223番地の1

第2章 従業者及び職務内容

(従業者)

第5条 施設は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の従業者を満たした上で、次のとおり配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内において兼務をすることができるものとする。

- | | | |
|------|-----------|-----------|
| (1) | 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) | 事務長 | 1名 |
| (3) | 事務員 | 1名以上 |
| (4) | 生活相談員 | 1名以上 |
| (5) | 介護職員 | 1ユニット1名以上 |
| (6) | 看護職員 | 1名以上 |
| (7) | 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (8) | 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (9) | 医師（非常勤医師） | 1名 |
| (10) | 管理栄養士・栄養士 | 1名以上 |
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、員数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|--|
| (1) | 施設長（管理者） | 常勤にて、専ら施設の職務に従事し、職務の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、事務所の統括及び職員に必要な指揮命令を行う。 |
| (2) | 事務長 | 常勤にて、管理者を補佐し、職務の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、事務所の統括及び職員に必要な指揮命令を行う。 |
| (3) | 事務員 | 施設の庶務及び会計事務に従事する。 |
| (4) | 生活相談員 | 利用者の入退所、生活相談及び援助の業務に従事する。 |
| (5) | 介護職員 | 利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。 |
| (6) | 看護職員 | 利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。 |
| (7) | 機能訓練指導員 | 利用者が、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。 |
| (8) | 介護支援専門員 | 利用者の介護支援に関する業務（施設サービス計画作成等）に従事する。 |

- (9) 医師（非常勤医師）
利用者に対する健康管理及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (10) 管理栄養士・栄養士
給食管理、利用者の栄養指導等を行う。

第3章 設備及び備品等

（居室）

第7条 入居者の居室に、ベット・ナースコール等を備品として備える。

（共同生活室）

第8条 必要な広さを有するものとし、必要な備品を備える。

（浴室）

第9条 浴室には入居者が使いやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

（洗面所及び便所）

第10条 必要に応じて各所に洗面所や便所を設ける。

第4章 契約及び運営

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第11条 施設は、サービス提供の開始に際し入所申込者又はその家族等に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約者を締結する。

（受給資格等の確認）

第12条 施設は、サービス利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

（入退居）

第13条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要としかつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービス提供を拒んではならない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して

適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人福祉施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討にあたっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族等間で協議する。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族等の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し円滑な退所のための援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第5章 サービス

（地域密着型施設サービス計画の作成）

- 第14条** 施設の管理者は介護支援専門員に、ケアプランの作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 ケアプランの作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成介護支援専門員」という）は、ケアプランの作成にあたって、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該住民の自発的な活動によるサービス等の利用も含めケアプラン上に位置づけるよう努める。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、ケアプランの作成にあたっては適切な方法により、入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ入居者が抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握する。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）にあたっては、入居者及びその家族等に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は面接の趣旨を入居者及びその家族等に対し十分説明し、理解を得る。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族等の希望を勘案して入居者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスの内容及び留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画書の原案を作

成する。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、各担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、ケアプランの原案の内容について入居者又はその家族等に対して説明し、文書により同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、ケアプランを作成した際には、当該ケアプランを入居者又は家族等に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、ケアプランの作成も必要に応じて内容の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という）にあたっては、入居者及び家族等並びに担当者との連絡を継続的に行い、特段の事情がない限り次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に入居者に面接する
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録する
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においてはサービス担当者会議を開催しケアプランの変更の必要性について、各担当者から専門的な見地から意見を求める。
 - (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入居者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合

(地域密着型施設サービスの取り扱い方針)

- 第15条** 地域密着型施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、ケアプランに基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行い、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って、生活を営むことができるよう配慮して行う。
 - 3 地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
 - 4 地域密着型施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
 - 5 施設の従業者は、地域密着型施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明する。
 - 6 施設は地域密着型施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の

入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

- 7 施設は前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護の内容)

第 16 条 介護は各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援し、心身の状況等に応じ適切な技術をもって行う。

- 2 施設は入居者の日常生活における家事を、その心身の状況等に応じそれぞれの役割を持て行うよう適切に支援する。
- 3 施設は入居者が心身の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭等を行うことにより入浴に機会の提供に替えることができる。
- 4 施設は入居者の心身の状況等に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替える。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は前項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時 1 名以上の介護職員を介護に従事させる。
- 9 施設は入居者に対し、その負担により当該施設従業者以外の者より介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 17 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況等及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 入居者の心身の状況等に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況等に応じてできる限り、自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

- 4 施設は、入居者が相互に社会的環境を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ食堂で食事を摂ることができるよう支援する。

(相談及び援助)

第 18 条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の確な把握に努め、入居者又はその家族等に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第 19 条** 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族等が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
 - 3 施設は、常に入居者の家族等との連携を図るとともに、入居者とその家族等との交流の機会を確保するよう努める。
 - 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 20 条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第 21 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 22 条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院が概ね 3 ヶ月以内に退院が見込まれる場合には、入居者本人及び家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用)

- 第 23 条** 地域密着型施設サービスを提供した場合の利用料額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を支払うものとする。
- 2 食費、居住費については、介護保険報酬の告示上の額とする。入院または外泊中でも居室がその入居者に確保されている場合には住居費を徴収す

(1) その他の日常生活費等の雑費 実費

- (2) 預かり金管理料 1, 000 円 (月額)

- (3) サービス提供とは関係のない費用

- (利用料の変更等)

2 施設は、前項の利用料を変更する場合には、予め入居者又はその家族等に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第6章 留意事項

(相互の親睦)

第 25 条 入居者はお互い、個々の体調や生活習慣を尊重しながら、相互の親睦を深めていく。

(喫煙)

第 26 条 喫煙は施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

(飲酒)

第 27 条 飲酒は施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

(外出及び外泊)

第 28 条 入居者が外出又は外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設側に通知すること。

(健康保持)

第 29 条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別な理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第 30 条 入居者は生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

(禁止行為)

第 31 条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他の入居者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

(入所者に関する市町村への通知)

第 32 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

第 7 章 従業員のサービス規定と質の確保

(従業員のサービス規程)

第 33 条 従業員は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。サービスにあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次に掲げる各号に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し自立支援を旨とし、責任を持って接遇

する

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける
- (3) お互い協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける

(衛生管理)

第 34 条 従業者は設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止、及び蔓延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための、対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、指針を整備し研修を行い従業者への周知徹底を図る。

(従業者の質の確保)

第 35 条 施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を確保する。

(個人情報保護)

第 36 条 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者及びその家族等の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た入居者及びその家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は関係機関、医療機関に対して、入居者及び家族等に関する情報を提供する場合には、予め文書により同意を得ることとする。
- 4 施設は個人情報に則し個人情報を使用する場合、入居者及びその家族等の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

第 8 章 緊急時・非常時の対応

(緊急時の対応)

第 37 条 従業者は、入居者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は予め定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等、必要な措置を講じ管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第 38 条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、

応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととする。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的に施設内研修を実施することとする。

(非常災害対策)

第 39 条 施設は非常災害時においては、入居者の安全第一を優先とし迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的に避難及びその他の必要な訓練等を実施する。

第 9 章 その他運営に関する事項

(運営推進会議)

第 40 条 施設の行う地域密着型介護老人福祉施設を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族等、地域住民の代表者、山都町地域包括支援センターの職員及び地域密着型介護老人福祉施設について知見を有する者で構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね 2 ケ月に 1 回以上とする。
- 4 運営推進会議は地域密着型介護老人福祉施設の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(地域との連携)

第 41 条 施設の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等地域との交流に努める。

(勤務体制)

第 42 条 施設は入居者に対して、適切なサービスが提供できるよう従業者の体制を定める。

- 2 入居者に対するサービスの提供は従業者によって行う。ただし、入居者

の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第 43 条 施設は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結から 5 年間保存するものとする。

(苦情処理)

第 44 条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 施設は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者及びその家族等からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 施設はサービスに関する入居者及びその家族等からの苦情に関して、熊本県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、熊本県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告するものとする。

(掲示)

第 45 条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関)

第 46 条 施設は入院等の治療を必要とする入居者のために、予め協力医療機関を定めておく。又、協力歯科医療機関も定めておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 47 条 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品又はその他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設から

退去者を紹介することの対償として、金品又はその他の財産上の利益を受受してはならない。

(法令との関係)

第 48 条 この規程に定めのないものについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から改正施行する。(食費 居室)

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。(副施設長から事務長)

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から改正施行する。(虐待防止、身体拘束廃止)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施工する。(虐待防止条項)